

最高裁秘書第3325号

令和元年6月27日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成31年4月4日付け（同月8日受付、最高裁秘書第1877号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

岸盛一最高裁判所事務総長が昭和45年4月8日付で出した、「裁判官は政治的色彩を帯びた団体に加入することを慎むべきである」という趣旨の談話

2 開示しないこととした理由

1の文書として、昭和45年5月1日に最高裁判所事務総局が発行した裁判所時報が考えられるところ、この文書は、行政機関情報公開法第2条第2項ただし書第1号にいう行政文書から除外される不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに相当し、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）